

## 第4回議員提出条例に係る検証検討会 概要版 暫定版

日時：H20.9.2(火)13:03 14:40

場所：議会棟6F601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11名）、参考人5名、事務局

資料：第4回議員提出条例に係る検証検討会事項書、

資料1 条例第七条に基づくリサイクル製品認定委員からの意見

資料2 条例と規則の関係について

### 検討会議事録 概要版

委員：ただいまから、第4回議員提出条例に係る検証検討会を開催する。

8月12日に開催した前回の第3回検討会では、第2回検討会に引き続き、執行部から三重県リサイクル製品利用推進条例の運用状況について説明を受けた後、委員から質疑をいただいた。

森本委員からは、リサイクル認定製品に関する県の優先的な使用に関する質問などがあった。

次に、萩原議員からは、フェロシルトの問題に関し県の対応についての質問があった。

また、中嶋委員からは、特別管理廃棄物の除外について、聴聞に関する規定についてなどの質問があった。

なお、中嶋委員から、条例と規則の関係についてご質問があったことについては、本日の資料2として整理し、配付させていただいた。

次に、日沖委員からは、他の都道府県との連携について、及び生産者の生産能力と実際の生産量についての質問があった。

また、今井委員からは、立入検査の状況についての質問があった。

これらの各委員からの質問に対し、執行部から説明を受けたところである。

本日は、参考人を招致し、そのご意見を聴取いたしたいと思う。

それでは、事項1、参考人からの意見聴取を行う。

本日は、参考人として、条例第7条に基づくリサイクル製品認定委員の出席を求めている。現在、リサイクル製品認定委員には、7名の方にご就任いただいているが、本日は、その内の5名、すなわち加藤忠哉氏、太田清久氏、月岡存氏、長原滋氏、丸山直樹氏にお越しいただいているので、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本検討会のためにご出席いただき感謝する。検討会を代表して心から御礼申し上げます。併せて、本日は、リサイクル製品の認定に関わっているというご経験及び工学、化学等の専門家とし

での知見に基づき、忌憚のないご意見をお聴かせいただくようお願い申し上げます。

本日の、参考人の方々からの意見聴き取りの進め方であるが、まず、順次お一人8分程度で、リサイクル製品認定制度の評価、今後の在り方、リサイクル製品の利用推進のための方策等についてご意見をいただきたい。その際、必要に応じ私からいくつか質問させていただく場合がある。また、すべての参考人のご意見をいただいた後に、検討会委員から質疑をさせていただきたいと思うのでご了承願う。

参考人の方々、願います。

参考人：三重県のリサイクル製品認定委員の座長を務めている。少し自己紹介をさせていただくが、私は S42 年名古屋大学博士課程を修了し、そのまま同大学の助手となった。S48 年ドイツのマインツ大学へ留学中であったが、三重大学助教授となるようにとの連絡を受け、それまでの名古屋から津に移転し、現在に至っている。S62 年三重大学の教授となり、工学部長、研究科所長等を経て、H14 年3月定年退職した。H14 年夏、内蒙古工業大学で高分子物理学を教えていたが、三重県産業支援センターから研究総括にとの話を受け、H15 年1月から H20 年1月までの5年間、センターで地域結集型共同研究事業研究総括を務め、英虞湾の再生プロジェクトに関わった。H17 年9月研究成果である凝集剤、これは泥水を固めるものであるが、これを事業化することを勧められ、(株)あのだん研を創業した。三重県の環境政策には長く関わり、公害審査会委員などを務めており、その他四日市市、津市、亀山市等の審査会に関わっている。専門は、工学で、特に高分子化学であるが、三重県へ来てから環境についても深く関わり、専門に環境科学を加えている。

リサイクル製品については、三重県の暮らしの安全・安心を確保することと循環型社会の構築の一助となることとの両立が重要であろうと考えている。そのためには、正確な情報に基づくこと、すなわち事業者に正直で正確な申請を求めることが必要であろうと考えている。H18 年の改正では、重金属六種等について試験項目を明確化されたことにより安全の強化が図られたと考えている。

それ以前の、問題が発生したことについては、虚偽のデータが添付されていたことが原因であり、提出されたデータが信頼できるかについては、行政側から工場等に立ち入って調査することが必要であると考えている。やはり現場へ行ってみることである程度わかるものであり、認定されたりリサイクル製品の利用推進のためには、不正を見抜くことが必要であり、そのためには重要なことと思う。また、認定されたものの、建築資材などの販売実績が落

ちていること、この例としては溶融スラグを利用したコンクリートが挙げられるが、この原因としては公共事業の落ち込みのせいであろうかと想像している。また、農業資材については販売実績が低い、これは公共事業などのように県の大口の使用がないせいかと考えられ、例えば公共団体、農協等へのアプローチが必要と考えられる。リサイクル製品認定制度の今後の課題として、認定リサイクル製品の利用にインセンティブを与えることかと考えている。県による使用だけではなく、例えば農業資材などについて三重県は有機農業の先進県でもあることから、水耕栽培などで使用されるよう開発等取組が必要であると考え。化学肥料に頼る農業はいずれ行き詰まると考えている。

委員：二点質問させていただきたい。一点目は、認定委員からの意見聴取の方法について改善すべき点はあるか。二点目は、特別管理廃棄物を、リサイクル製品の原材料としないことの適否について意見はあるか。

参考人：一点目の質問について、現在は、申請について個々に一通り説明を受け、単独で意見を述べ、その上で全体会議に諮るという方法を採用している。この方法は県職員の労が多すぎるのではないかと心配しているが、とはいえ、今の方法がベストと考えている。

二点目の質問について、特別管理廃棄物は、リサイクル製品の原材料から除外すべきと考えている。

参考人：私の専門は環境化学と分析化学である。

リサイクル製品認定制度について意見を申し上げる。

一点目に、認定委員が評価する基準について、製品の成分の含有率についてかっちりと数字を入れてほしいと考えている。現在でも、委員会でリサイクル製品は三重県産の再生資源5%以上などが妥当かという議論があった。条例や実施要綱等で、事務当局として明確にした方がいいと考えている。また、品質について、現在は経済産業省の工業規格などで定めているが、これ以外にも厚生労働省や文部科学省の所管する工業規格、また環境基準は一部定められているが、これらについても基準を明確化した方がいい。エコマーク基準についても加えた方がいい。WTOの基準も勘案した方がいいと考えている。さらに、建築基準についても明確化するなど、検討した方がいいと考えている。

二点目に、認定委員の所掌及び権限については特に意見はない。

三点目に、認定委員からの意見聴取の方法についても、意見はない。

四点目に、特別管理廃棄物をリサイクル製品の原料としないことについて実施要綱第17条では認定後の立入検査が定められているが、この確認のため施工現場で採取してチェックすることを、きちんと実施してほしい。これは、認定委員会で何度も言っているが、認定した後の検証が重要である。良

いものを認定してもその後どうなったかが問題だ。先ほども話が出たが、事件の発生はモラルの欠如が原因とのことだったが、このような事例を防ぐためにも（検証が）必要である。現行、特別管理廃棄物は、原則としてリサイクル製品の原料としないと書かれており、これでよいと考える。

五点目のその他としては、意見はない。

以上に加えて、私は分析が専門であるので、含有成分の溶出試験について、ホウ素、フッ素を検査項目に加えるとの意見があるが、必要ないと考えている。現状の（試験項目）でよい。また、ドイツやアメリカなど銅、クロム（六価クロムだけでない）等についてきちんと基準を設けているという先進事例もある。なお、亜鉛の基準もあるが、これはそもそも人間に必要なものである（ので基準を定める必要がない）。また、世界で事例はないが、アルミニウムについて、溶融性のアルミニウムも存在し、100ppb あれば生物に有害なものであるため、これについて基準を設けてほしいと考えている。

参考人：この（H20年）3月に三重大学を定年退職した。専門は土木工学で、土木材料施工学などである。現在、10程度の委員会、審議会等の委員を務めており、三重県のものでは三つ、公共工事等総合評価意見聴取会委員、建設技術センター理事及びリサイクル製品認定委員を務めている。その他、東海農政局の補助事業認定委員など三つ、津市の入札監視委員長などを務めている。

リサイクル製品認定制度について意見を申し上げる。現在認定数は100余り、その認定された製品の7～8割が利用され、10億円程度の販売実績があり、制度として評価できるものと考えている。もっとも、この制度を利用した石原産業の事件は残念なことであった。

二点目に、今後の在り方として、公共工事で使われているのは有効（な方策）であるが、市町による使用が少ないことが（課題として）挙げられる。これらによる利用推進を図る取組が必要であると考えている。

三点目に、リサイクル製品の利用推進のための方策等については、意見はない。

その他として、認定委員の評価する基準についての問題点としては、先ほどの参考人の意見にも出たが、県内で発生した再生資源の割合の基準、すなわち何割使われているかを明確化する必要があるのではないかと考える。リサイクル率を数値化することは難しいと思うが、すなわちボリュームで基準を設けるのか、質量で基準を設けるのかなど、その他少しの使用で（リサイクルに）効果の大きいものなどがあるかと思われるが、整理して基準化するのがよいと考える。

認定委員の所掌及び権限について、特に意見はない。

認定委員からの意見聴取の方法について、全体会議を重視しており、個別

に事前説明いただき全体会議に諮るという現在の方法がよいと思う。やはり、新規の申請と問題のある案件について、重視して議論すべきと思う。

特別管理廃棄物については、近県の規定を参考にするなど近県と連携して取り組むのがよいと考える。

参考人：一点目、リサイクル製品認定制度の評価について、県内で廃棄物は増加しており、（廃棄物を再利用するという）こういう制度は不可欠であると考えている。認定されたリサイクル製品を県、市、民間で使用されており、有効に機能していると考えている。さらに、認定されているリサイクル製品には土木資材が多く、使用されている再生資源も限定されているので、今後もっと幅広い製品の開発や多様な再生資源の利用が必要であると考えている。関連して、特別管理廃棄物については規則で除外されており、これを維持することが必要と考えている。また、認定基準については、環境の変化等に、適切かつ迅速に対応させていくことが重要であると考えている。リサイクル製品認定委員会については、現在のように事前説明を受け、その際追加資料を要求するとその追加資料が全体会に準備されるという、このような体制がよいと考えている。

今後の在り方として、民間でも使用されるようになるように、情報発信していくのがよいと考えている。例えば、新規開発事例の紹介など、例えば研究会や勉強会に企業が積極的に参加し、そこで企業間の連携や事例紹介、相談への対応など支援していく方策が考えられる。また、普及させなければ意味がないので、認定委員に、例えばコーディネータのような役割を果たす者、企業に詳しい者を加えて検討いただきたい。

参考人：私は、工学、特に環境工学、熱工学、エネルギー変換工学を専門としている。リサイクル製品認定制度の評価について、この制度は、廃棄物の減量及び循環型社会の構築の双方から意義があるもので、意義深いものと考えている。環境セミナーなどに出席するが、そこでは企業はリサイクルに関心はあるが、リサイクル製品は価格、販路確保の面で難しいという話を聞く。この制度でリサイクル製品を支援していくことは有意義と考えている。二点目、評価基準の改善点について、安全性を重視し、数値を盛り込んでいくことは必要と考えている。その他、認定されたものの検査は、製品によって適した方法が異なるので、その適する方法、回数による必要があると考えている。

また、現在、認定委員は、製品の性能、安全性等について評価しているが、将来的にはライフサイクルアセスメントの面から評価するのがよいかと考える。それであれば現在の認定委員でよいと思われるが、さらに販売の点で専門の方に入っていただくと、企業にアドバイスできるのではないかと考えられる。

認定委員からの意見聴取の方法について、認定委員に個別に意見聴取することは大変だろうと思われるし、現在の方法がよい。さらに言えば、ある委員会が終了したら、既に申請が提出されているものについて、あらかじめ資料をいただいて次回の委員会までに検討するという方法が採れないだろうか。突然に評価しろと言われるのは困るので、有効な方法を検討していただきたい。

特別管理廃棄物の取扱いについて、現在の県民感情等の風潮ではこれをリサイクル製品の原材料に入れることは難しいと思われるが、無害化すれば問題ないものであり、全面的に駄目というのはいかがかと思う。何らかの方法で再利用する話が企業からあれば検討する場があってもよいのではないかと考えている。

その他リサイクル製品の普及、利用促進については、建築資材以外の新たな分野の拡大が必要かと考えている。また、認定される可能性があるという事例を公表するのも有効と考える。

委員：本日お越しいただけなかった認定委員の方からは、事前にご意見をいただいている。お手元に資料1として配布しているので、事務局から説明させる。

(事務局、欠席した認定委員の意見について説明)

委員：検討会委員の方から、質問させていただきたい。検討会委員、いかがか。

委員：参考人の方々には感謝する。大変参考になった。いろいろ質問させていただきたいことがあるが、まず、当条例はH13年成立し、H17年にもっと推進すべきとのアクセルを踏み、H18年ブレーキを踏んで安全・安心にシフトチェンジした。このような動きは、認定委員会の運営にどのような影響を与えたと感じられたか。

参考人：他の参考人のご意見にもあったが、アクセルを踏んだ時期には、認定に当たっては個々の認定委員から意見聴取して、全体会議を開かなかった。しかし、(石原産業の事件があり)善意の申請者ばかりでないということから、規則を改正し、個々の認定委員による評価では見落としがあるということから全体会議を開くよう改正された。現在はうまくいっていると思う。

委員：リサイクル製品を普及させるためには、マーケティングや市場調査に関する委員がいるという意見もあったが、認定のハードルが上がって認定が厳しくなり安易に認定するわけにもいかないということとなり、ジレンマを感じられているのではないか。

参考人：せっかく認定したというのに問題なのは、三重県で発生する再生資源

をリサイクルしたようには見えない事例があるということである。例えば、プラスチックを回収し、繊維にし、それからネットを作るという製品について、その再生資源はペットボトルであるということだが、近年はペットボトルを回収しなくなった背景がある。再生資源の混入率について基準があり、その基準分だけ混ざっているということにより認定されているが、この再生資源は本当に三重県産かという疑問がある。ある程度再生資源が利用されていればリサイクルと言えらると思うが、どの程度の混入率かを明確化する必要があるのではないか。

委員：ある参考人は、認定後の検証が重要であるとのことのご意見だったが、今、検証の面で足らざる部分があれば伺いたい。また、検証に認定委員が関与する方がよいと思われるか。

参考人：県の職員に負担になると思われるが、三重県リサイクル製品認定審査等実施要領第 17 条に基づく認定後の立入調査を、任意にではなく、確実に実施することが必要と考える。また、認定委員は検証に関与しない方がよいと考える。

委員：これまでの認定委員会で、認定の適否を巡り揉めた事例はあったのか。

参考人：これまで、2、3 件程度、本当にこれでよいのかと議論になったことがあったが、その時には県の担当者の方が、申請者にこれでは認定されないと伝えていただくなど、委員会で意見が出たものについては、それなりに対応していただいている。

委員：これまで認定されていたものでも、更新で認定されなかった事例はあるのか。

参考人：更新の申請の際に、全く販売実績のないものについて、新たな用途の開発や、利用実績の資料の添付を求めたことがある。

委員：この条例に罰則は設けられていないが、H18 年 3 月に、その理由として考え方を執行部が整理している。すなわち、この条例はリサイクル製品の利用を推進することを目指していることから罰則はそぐわないこと、及び認定されたものと認定されていないものとで公平性を欠くということであったようだ。しかし、私はこれについて意見がある。リサイクル製品の利用を強力に推進するためには、虚偽を防ぐ必要がある。そのためには、罰則を盛り込むべきではないかと考える。これについてご意見があれば伺いたい。

参考人：岐阜県の条例のような罰則は必要ないと考える。その理由は、罰則以外に社会的制裁を十分に受けていると考えるからである。

委員：肥料及び堆肥について、現行では環境省の環境基準を採用している。他方、肥料については肥料取締法があるわけで、現行は高いレベルの基準を要求していることになる。農業資材の申請の抑止になっているのではないか

と考えているが、これについてご意見を伺いたい。

参考人：おっしゃるとおりと思う。土壌に接するもの、例えば糞尿を処理したものなどが想定されるが、堆肥としては（品質は）十分であっても、環境基準をクリアできず認定されないことがある。リサイクル製品の利用で特定の成分が非常に濃厚になると、環境に悪影響が出るなどが躊躇する原因と思うが、そのようなケースは非常にまれであると思う。時に、リンについては、日本は100%輸入に頼っているものであり、何らか回収、再利用して田畑に循環するシステムをまじめに考えていかなければならないと思う。

委員：フェロシルト問題のような非常に酷いことが起きている。先ほど、その原因としてモラルの問題と言われたが、私は憤懣やるかたない。このような事例を繰り返さないために、その経過がどのようなものか認定委員の方に聴きたい。認定に当たって、フェロシルトの現物を示されたのか。

参考人：容器に入れられたものを、個々の認定委員の意見聴取時に持ってきていた。ただし、そもそも、分析されたデータと、市販された製品のデータが異なっていれば、（安全性が）確認できないことが問題である。

委員：過去の認定委員会の議事録を読んだところ、ある委員が、捨てていたアイアンクレイとフェロシルトの違いは何か、分かる資料を出してほしいとの発言があった。フェロシルトの現物とアイアンクレイの現物は私も区別はつかないし、知事や部長にも示したときにもそうだった。また、当初は土壌改良材ではなく、植物の育成材を謳っていた。どこでそういう議論になったのか。

参考人：フェロシルトの問題については第三者委員会が設置され、そこで議論された。（その第三者委員会では）原料から考えたら混ざる可能性はあるとの意見だった。フェロシルトについて、公的機関の計量証明書を示されたら、民間人である我々ではもう（それ以上の）ものを見ることはできない。製品の工程について我々のレベルでは何もできない。仮に、県の職員なら現場でサンプリングを行い、提出されたサンプルと異なることが後でわかったかもしれない。認定委員は他に職を持つ者であり、時間を割いて石原産業に立ち入ってサンプルを採ってくることは考えられない。公的機関のように評価できる会社のデータなら信じるしかない。もっとも、頭から信じることは落とし穴に入ることになる。

委員：チタンについては、微量の放射線が含まれているが、国の基準に則り、週3回の測定検査を行うことで問題ないと言っている。購入するときにも放射線が含まれている旨周知することを徹底することとされているのに、結果は履行されていなかった。週3回の測定検査も改ざんされていた。また、県は、16年間立ち入って調査したこともなかった。このように条件が遵守されていない。放射線について条例の規定も徹底されていなかった。



すなわち認定委員の議論の結果が履行されていない。このことについて、所見があれば伺いたい。

参考人：我々も原石として輸入したものには放射線があることは認識している。ただし、きちんと管理すべきとの意見を付した。むしろ、どうやって管理していくかが重要であり、そのシステムを行政としてどのように構築するかが重要であると考えます。

委員：特別管理廃棄物はリサイクル製品の原材料から外すべきとの意見が多かったが、当初から問題となっていたのか。

参考人：放射線は、そもそも自然界にあるものと認識している。しかし、アイアンクレイに含有する放射線は、実際は相当のものであった。我々も思い込みがあったと反省している。放射線が微量でもあれば認定を認めないとしても、リサイクルの市場からみて問題ないのではないかと。

委員：当時、他府県では既に特別管理廃棄物を規制しているところもあった。議員提出条例で当初外すとしていたのが、途中からいいじゃないかとなった。私は関わっていなかったが、なぜそうなったのか。県の環境科学センターあたりの検査によると、アイアンクレイから六価クロムが溶出試験で出ているとの結果があった。特別管理廃棄物を除外することの議論はあったのか。

参考人：それについては、政治的な問題と認知しており、私の立場からは言いにくいですが、産業廃棄物税の創設を考えたとき誰が考えても最大の負担は石原産業であった。その一定のお金を環境努力に対して補助金でバックしている。専門的知見以外に、政治的な意見から、放射性物質が多少入ってもいいという拡大解釈に繋がった。リサイクル製品認定委員会よりも、行政の中で落とし穴があったと認識している。

委員：溶出試験について、一定の温度等の基準の下で行っているが、四日市ではPHの小さな（酸性の）雨や長年の地熱等もある。永遠に溶出する懸念はないと言えるか。

参考人：溶出試験は私が専門であるが、硝酸を使っている製品で、硫酸酸性は溶出試験でなくとも自然界で溶出している。環境省や経済産業省もJISなどで基準を決めている。改善する動きもあり、世界的にも検討されているが、当面はされないだろう。また、この金属にはこの基準という、その内容は非常に複雑になるだろう。

委員：ゴミ問題は大きな課題であり、リサイクルも大事だが、徹底した分別、デポジットなどが重要であり、何でも焼却することが良いわけではない。その意味で、この条例がリサイクルだけを前面に出していることには当初から異論を唱えていた。このような今後の廃棄物の在り方について、ご意見を伺いたい。

参考人：3Rと言われるが、リサイクルは最後の手段であり、資源を無駄に使わないことが重要である。しかし、分別するかは市民次第である。また、専門的にはエントロピーといわれるように、(物質や分子を)拡散させただけのエネルギーが、逆に回収するときにも(同量を)要するものである。その負担を誰に負わせるかというのが問題である。ドイツのように、喜んで負担を負わせるようなシステムもある。例えば、太陽光発電は、通常の発電よりも高価格で取り引きされるなど、税金を使わなくても回るシステムもある。そのような視点が日本にはない。業者も、リサイクルをネガティブに考え過ぎているのではないか。100%天然(バージンもの)とリサイクル製品を同じ値段としている。ただしリサイクル製品を、公共工事を使いますよとしているだけである。まずはリサイクル製品を使い、次に一般の製品を使用することとすべきである。そのような制度を作れば動くと思う。現在、一般的な企業は、公共事業で優先使用されることを期待して申請を行っている。これが、本当に循環型社会の在り方として正しいのか疑問である。

委員：先ほど、データの改ざんは行政の責任と言われたが、データの基となる試験結果は公共の試験機関から上がってきているのか。

参考人：サンプルが入れ換えられていたものであって、データ自体は正しいものであった。サンプル自体は無害であり、そのデータを分析機関が出して、我々に提示した。現場ですり替えられると、どうしようもない。

委員：三重県の再生原材料を利用していないのではないかとすることは私も思い、溶融スラグについて指摘していたが、執行部は使用していると言いつついた。また、先ほど参考人から特記仕様書に書くことは有効だと意見をいただいたが、検証されたことはあるか。

参考人：検証をしたことはない。

委員：仕様については、私もホームページから30の例を見てみたが、そのうち、使用を義務としていたのは1例、努力義務としていたのは5例であった。その他は、触れていなかった。県土整備部も農水商工部も原課への徹底がされていないのではないかと。認定委員会で認定委員から確認することになっていないか。

参考人：認定委員会ではなっていない。再生資源の半分程度を溶融スラグが占めるが、環境保全事業団がどれだけ出荷して、使用しているかは分かるはず。また製品を切断試験すれば分かる。また、職員が工場に立入しても分かる。三重県では今のところ大丈夫なのではないか。

委員：行政は、破壊試験はしないとやっている。溶融スラグはすべて仕様書に明記しているが、肥料などは書かれていない。県は書いてあると言うが、私が見た限り疑わしい。認定後の検証が必要とのご意見の参考人もおられ、

その通りと思う。

委員：三点お聴きしたい。一点目は、条例のアクセルとブレーキを踏んだと言うことだが、概ねこの制度は、廃棄物の発生抑制に寄与していると評価できるとのご意見だったと思う。ここで、行政側の姿勢（権能）として、立入検査の条項は行政がきちんと実施していれば十分か。足らざるところはないのか。

二点目は、検査の頻度が増加したことにより中小企業には負担が増しているのではないか。製品の性質や種類を勘案して、検査基準を考えていった方がよいのか。

三点目は、他県の製品について具体的な先進事例があれば教えてほしい。

参考人：一点目について、廃棄物の量の削減に寄与しているのは間違いない。

溶融スラグの有効な利用方法については、事例がある。

二点目について、現状では製品ごとに細かく基準は定められていない。製品を細かく分類し、その分類に応じた対応をすべきとは考えるが(難しい)。中小企業にとって、例えば計量証明の取得のために1検体当たり15万円の負担は大きいだろう。申請してもメリットがないのなら、申請しなくなるだろう。

参考人：三重県の認定委員会が扱ったことがないような事例として、愛知県において、ふすま紙、再生セラミック缶、再生ガラス発泡材、環境浄化材などの認定製品がある。

委員：時間もきたので、ここまでとさせていただきます。本日は、ご多用中の中、ご出席いただき、そして貴重なご意見をいただいた。深く感謝を申し上げますとともに、本日いただいたご意見を、検討会における今後の議論に生かしていきたいと思う。参考人の方々におかれては、ご退席願う。

(参考人 退室)

次回の検討会であるが、環境、循環型社会形成、リサイクル等に関する分野の学識者等から意見聴き取りを行い、その後、他の都道府県におけるリサイクル製品の利用推進等に関する条例等について事務局から説明を受けることとしたいと思う。なお、日程については9月17日(水)午後1時からの開催を予定しているが、参考人招致については先方の都合もあるので、参考人の日程調整等を含め、次回の検討会の日程、内容については、正副座長にご一任いただきたいが、いかがか。

(「異議なし」の声)

本日の議事は以上だが、何か他にご意見はないか。

委員：認定委員達の意見としても販売の促進について意見が出ていた。また、県の再生資源が使われているかとの意見も出た。(私が確認した)仕様書のうち90%には特記事項が書かれていない。この整合性について、次回で

なくてもいいので執行部から意見を求めたい。

委員：執行部から説明を求めたい。

委員：先ほどの意見聴取において、認定委員も騙されたと言われており、県の姿勢が特に問題であった。経過を明らかにしないといけない。議員提出条例であるからこそ意識的に明らかにしないと。行政と立法の分立を明確にするためにも当局に聴いていきたい。

委員：いただいた意見については次回以降に検討したい。それでは、本日の検討会はここまでとする。

以上